

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成 29 年 2 月 3 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1 件
厚生年金保険関係	1 件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	0 件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600229 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1600080 号

第 1 結論

請求者の A 社における次の表の第一欄に掲げる年月日の標準賞与額を第二欄に掲げる額から第三欄に掲げる額に、賞与支払年月日を第四欄に掲げる年月日に訂正することが必要である (賞与支払年月日の訂正については、項番 3、5、8、9 及び 11 に限る。)

項番	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
1	平成 20 年 8 月 5 日	10 万円	24 万 4,000 円	—
2	平成 20 年 12 月 25 日	10 万円	24 万 4,000 円	—
3	平成 21 年 8 月 10 日	10 万円	24 万 6,000 円	平成 21 年 8 月 5 日
4	平成 21 年 12 月 25 日	10 万円	24 万 3,000 円	—
5	平成 22 年 8 月 5 日	10 万円	24 万 7,000 円	平成 22 年 8 月 4 日
6	平成 22 年 12 月 24 日	10 万円	24 万 4,000 円	—
7	平成 23 年 8 月 5 日	10 万円	24 万 9,000 円	—
8	平成 23 年 12 月 25 日	10 万円	24 万 9,000 円	平成 23 年 12 月 22 日
9	平成 24 年 8 月 5 日	10 万円	25 万 1,000 円	平成 24 年 8 月 3 日
10	平成 24 年 12 月 25 日	10 万円	25 万 1,000 円	—
11	平成 25 年 8 月 15 日	10 万円	25 万 3,000 円	平成 25 年 8 月 5 日
12	平成 25 年 12 月 25 日	10 万円	25 万 3,000 円	—

訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 20 年 8 月 5 日
② 平成 20 年 12 月 25 日
③ 平成 21 年 8 月 5 日
④ 平成 21 年 12 月 25 日
⑤ 平成 22 年 8 月 4 日
⑥ 平成 22 年 12 月 24 日
⑦ 平成 23 年 8 月 5 日
⑧ 平成 23 年 12 月 22 日

- ⑨ 平成 24 年 8 月 3 日
- ⑩ 平成 24 年 12 月 25 日
- ⑪ 平成 25 年 8 月 5 日
- ⑫ 平成 25 年 12 月 25 日

請求期間の賞与については、提出している賞与明細書のとおりオンライン記録の標準賞与額より高額の賞与が支給されている。

また、支給日についても相違している期間があるので、正しい標準賞与額の記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

- 1 請求期間①、②、④、⑥、⑦、⑩及び⑫については、請求者が提出した賞与明細書及び預金通帳並びにB銀行が提出した残高明細表によると、請求者は、当該期間において、A社から賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求期間①、②、④、⑥、⑦、⑩及び⑫の標準賞与額については、前述の賞与明細書から、請求期間①及び②は24万4,000円、請求期間④は24万3,000円、請求期間⑥は24万4,000円、請求期間⑦は24万9,000円、請求期間⑩は25万1,000円、請求期間⑫は25万3,000円とすることが妥当である。

- 2 請求期間③、⑤、⑧、⑨及び⑪については、日本年金機構が提出した請求者に係る船員保険厚生年金保険被保険者賞与支払届によると、事業主は、平成21年8月分の賞与を同年同月10日に、平成22年8月分の賞与を同年同月5日に、平成23年12月分の賞与を同年同月25日に、平成24年8月分の賞与を同年同月5日に、平成25年8月分の賞与を同年同月15日に支給した旨の届出（賞与額はいずれも10万円）をそれぞれ提出したことが確認できる。

一方、請求者が提出した預金通帳及びB銀行が提出した残高明細表によると、請求者は、平成21年8月5日、平成22年8月4日、平成23年12月22日、平成24年8月3日及び平成25年8月5日にA社から請求者が提出した賞与明細書に記載されている賞与の支給を受けていることが確認できる。

また、前述の賞与明細書から当該賞与に係る厚生年金保険料を控除されていたことが確認できるが、前述の賞与支払届に記載されている賞与の支給は確認できない。

さらに、A社の事業主は、前述の賞与支払届における賞与支払年月日と請求者の預金通帳等で確認できる賞与の振込日が相違していることについて、日付の記載を誤って届け出た旨陳述している。

したがって、前述の賞与明細書等から、平成21年8月の標準賞与額に係る記録については、賞与支払年月日を同年同月5日、標準賞与額を24万6,000円に、平成22年8月の標準賞与額に係る記録については、賞与支払年月日を同年同月4日、標準賞与額を24万7,000円に、平成23年12月の標準賞与額に係る記録については、賞与支払年月日を同年同月22日、標準賞与額を24万9,000円に、平成24年8月の標準賞与額に係る記録については、賞与支払年月日

を同年同月 3 日、標準賞与額を 25 万 1,000 円に、平成 25 年 8 月の標準賞与額に係る記録については、賞与支払年月日を同年同月 5 日、標準賞与額を 25 万 3,000 円に訂正することが妥当である。

- 3 事業主が請求者に係る厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑫までにおいて支給した賞与について、請求者の船員保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）に対し誤って提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。